

特定施設の種類の種類

騒音規制法で定められている特定施設（法第2条、施行令第1条、別表第1）

1	金属加工機械
	イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のものに限る。）
	ロ 製管機械
	ハ ベンディングマシン（ロール式で、原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
	ホ 機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のものに限る。）
	ヘ せん断機（原動機の定格出力が3.75kw以上のものに限る。）
	ト 鍛造機
	チ ワイヤフォーミングマシン
	リ ブラスト（タンブラスト以外で、密閉式のものを除く。）
	ヌ タンブラー
ル 切断機（と石を用いるものに限る。）	
2	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	建設用資材製造機械
	イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。） ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）
6	穀物用製粉機（ロール式で、原動機の定格出力が7.5kw以上のものに限る。）
7	木材加工機械
	イ ドラムバーカー
	ロ チッパー（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
	ハ 碎木機
	ニ 帯のご盤（製材用の場合は原動機の定格出力が15kw以上のもの、木工用の場合は原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）
	ホ 丸のご盤（帯のご盤と同じ。）
ヘ かな盤（原動機の定格出力が2.25kw以上のものに限る。）	
8	抄紙機
9	印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10	合成樹脂用射出成形機
11	鋳造型機（シヨルト式のものに限る。）

振動規制法で定められている特定施設（法第 2 条、施行令第 1 条、別表第 1）

1	<p>金属加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。） ロ 機械プレス ハ せん断機（原動機の定格出力が 1kw 以上のものに限る。） ニ 鍛造機 ホ ワイヤフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5kw 以上のものに限る。）
2	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
3	土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5kw 以上のものに限る。）
4	織機（原動機を用いるものに限る。）
5	<p>コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上のものに限る。）</p> <p>コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10kw 以上のものに限る。）</p>
6	<p>木材加工機械</p> <ul style="list-style-type: none"> イ ドラムバーカー ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
7	印刷機械（原動機の定格出力が 2.2kw 以上のものに限る。）
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30kw 以上のものに限る。）
9	合成樹脂用射出成形機
11	鑄造型機（シヨルト式のものに限る。）